

第2期松浦市自殺対策行動計画

令和6（2024）年度～令和10（2028）年度

令和6年3月

長崎県 松浦市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1 趣旨	4
2 計画の位置付け	8
3 計画の期間	9
4 計画の数値目標	9
5 計画の基本理念	10

第2章 松浦市における自殺の現状と課題

1 松浦市の自殺をとりまく現状	12
-----------------	----

第3章 自殺対策における取組

1 基本施策	20
2 重点施策	29
3 主な評価指標	32

第4章 資料編

1 相談窓口一覧	35
2 自殺対策基本法	37
3 松浦市いのち支える自殺対策ネットワーク会議設置要綱	39
4 松浦市いのち支える自殺対策ネットワーク会議委員名簿	41
5 計画策定までの流れ	42

第 1 章

計画の基本的な考え方

1 趣旨

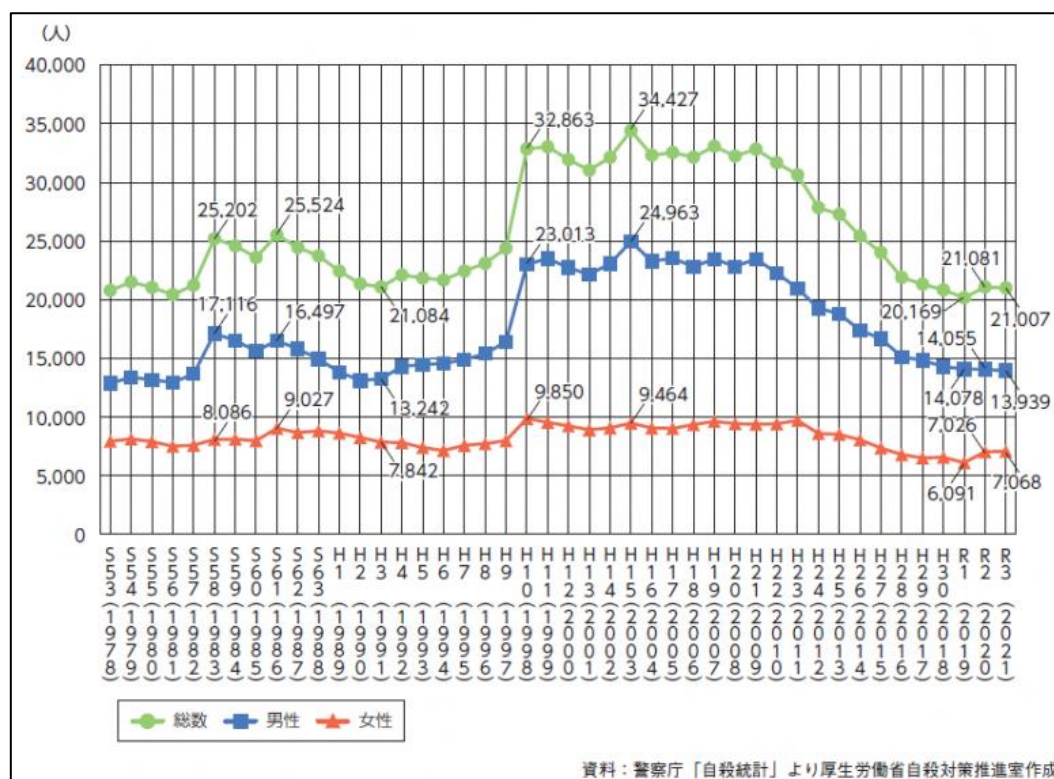
国の自殺者数は、1998年（平成10年）から2011年（平成23年）まで14年連続で3万人を超える状態が続いていました。こうした背景の中、2006年（平成18年）10月に「自殺対策基本法」（以下、「基本法」という。）が制定され、翌年「自殺総合対策大綱」が策定されました。

それまで「個人の問題」と認識されがちであった自殺は「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数は3万人から2万人台になるなど、成果をあげてきました。

しかし、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、自殺の要因となり得る様々な問題が悪化しており、その結果、特に女性や小中高生の自殺者数が著しく増加し、総数においては11年ぶりに前年を上回りました。

令和4年には男性の自殺者数も13年ぶりに増加し、小中高生の自殺者数は過去最多となっています。自殺者数も毎年2万人を超える水準で推移していることから、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。（図1）

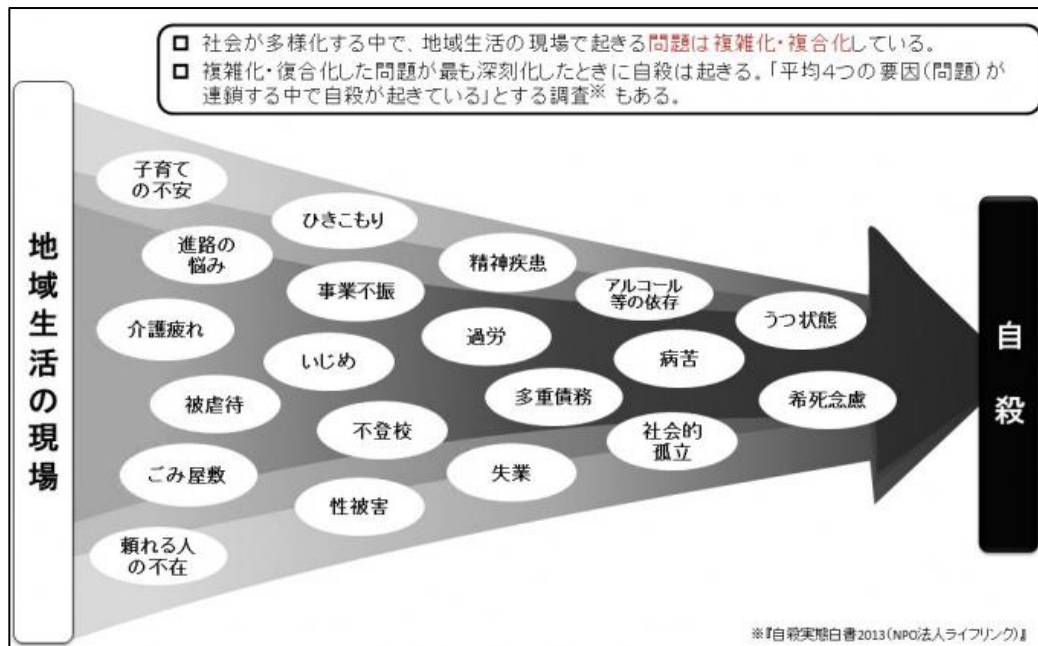
図1 日本の自殺者数の推移（出典：令和4年版「自殺対策白書」第1－1図）



自殺は、その多くが「追い込まれた末の死」であり、「誰にでも起こり得る危機」といえます。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。そのため、自殺対策は、様々な分野施策との連携が必要とされています。(図2)

図2 自殺の危機要因イメージ図

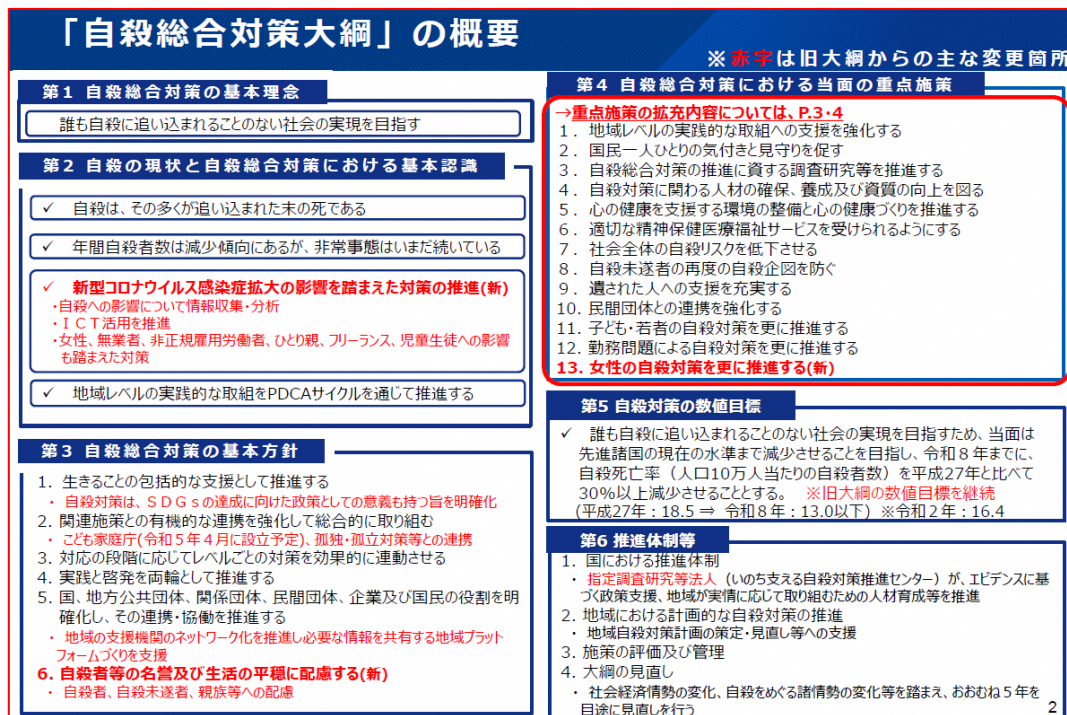
(出典：厚生労働省「地域自殺対策計画」策定・見直しの手引)



自殺対策の基本方針

松浦市においては、国が定めた自殺総合対策の基本方針（図3）を基本とし、「いのち」の大切さ、「絆（きずな）」の大切さを改めて認識し、「生きることの包括的な支援」を推進し、市民一人ひとりが自殺予防の主役となり、自殺を考えている人を一人でも多く救うことができる、「誰も自殺に追い込まれることのない松浦市」を目指してまいります。

図3 自殺総合対策大綱（令和4年10月改正）の概要（出典：厚生労働省）



① 生きることの包括的な支援として推進する

自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

自殺対策として、「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。

② 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要であるため、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

③ 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

社会全体の自殺リスクを低下させるためには、「対人支援のレベル」「地域連携のレベル」「社会制度のレベル」において推進することが求められています。

④ 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機に陥った人の心情や背景への理解を深め、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づくために、メンタルヘルスへの理解促進も含めた、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

⑤ 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。

国の責務	「自殺対策を総合的に策定し、実施する」
地方公共団体の責務	「地域の状況に応じた施策を策定し、実施する」
関係団体・企業等	「それぞれの活動内容の特性等に応じて、積極的に自殺対策に参画する」
国民の努力義務	「自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、主体的に自殺対策に取り組む」

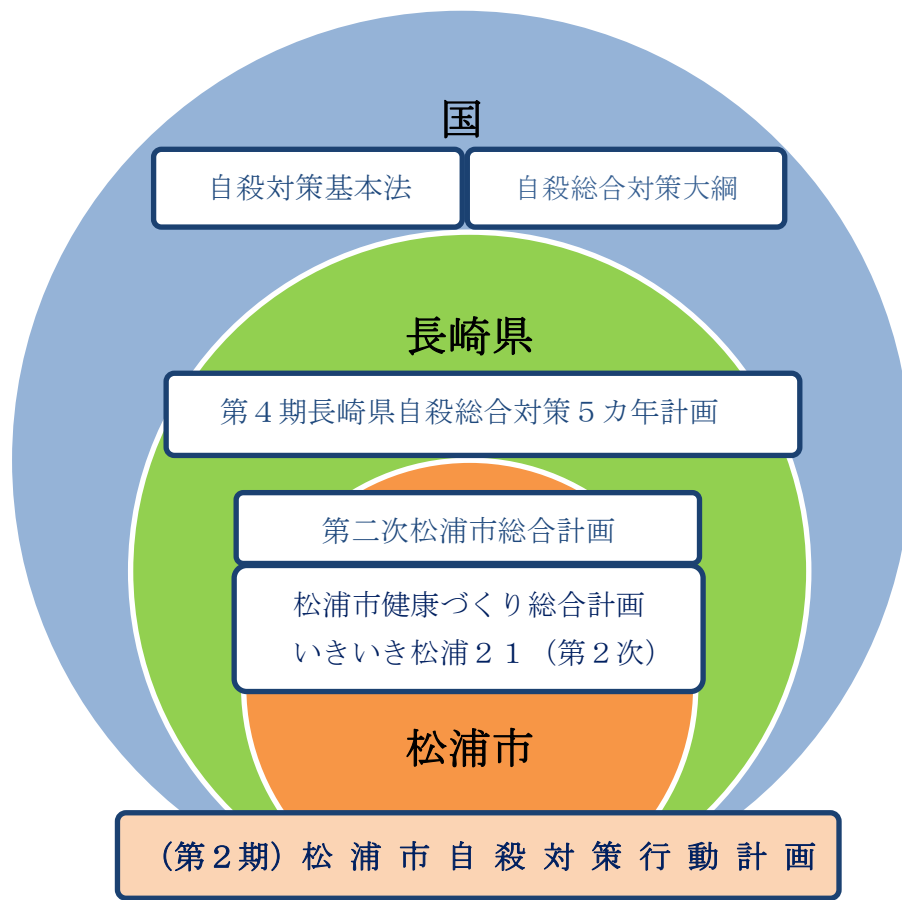
⑥ 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮することが必要です。

2 計画の位置付け

この計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定により、国の「自殺総合対策大綱」及び「第4期長崎県自殺総合対策5カ年計画」に地域の実情を勘案して松浦市の自殺対策について定めるものです。

また、「第二次松浦市総合計画（2020～2029）」及び「松浦市健康づくり総合計画いきいき松浦21（第2次2015～2024）」を上位計画とした行動計画です。



3 計画の期間

この計画の推進期間は、令和6（2024）年度～令和10（2028）年度までの5カ年^{※1）}とします。

また、毎年計画の取組状況や課題の整理を行うとともに、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行います。

※1）国の自殺総合対策大綱が5年ごとの改正であること及び第4期長崎県自殺総合対策5カ年計画に合わせ、計画期間を5カ年と設定しています。

4 計画の数値目標（自殺死亡率の減少）

国は、令和4年10月に閣議決定した「自殺総合対策大綱」において、令和8（2026）年までに人口10万人当たりの自殺者数（以下、「自殺死亡率」という）を、平成27（2015）年と比べて30%以上減少の13.0以下とすることを目標として定めています。

松浦市では、令和3（2021）年の自殺死亡率は13.6となっており、平成27（2015）年の自殺死亡率28.7から、約52%減少しています。

市として目指すべき目標は、「誰も自殺に追い込まれることのない松浦市（＝自殺死亡率0）」であることから、計画期間中の数値目標は、まずは令和3（2021）年の自殺死亡率13.6以下を継続して維持することとします。

	【基準年】 平成27年	令和3年		令和10年
松浦市自殺死亡率 (人口10万対)	28.7	13.6		13.6以下 *最終目標「0」
対平成27年比	100%	-52.5%		-52.5%以下

(参考) 国・県の数値目標

	平成27年		令和8年
国（自殺総合対策大綱）	18.5		13.0以下
長崎県（第4期自殺総合対策5カ年計画）	16.9		11.8以下

5 基本理念

～こころ豊かにからだ元気なまちづくり～

「つながりあい、いのちさえあう松浦市」

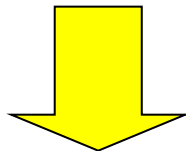
松浦市の自殺対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての市町村が共通して取り組むべきとされている「基本施策」、松浦市の自殺の実態を踏まえてまとめた「重点施策」から成り立ちます。

基本施策は「地域におけるネットワークの強化」や「自殺対策を支える人材の育成」等、主に地域で自殺対策を推進するうえで欠かすことのできない基盤的な取組です。

一方、重点施策は松浦市のおもな自殺の特徴である「勤務問題」、「生活困窮問題」「若者(子ども)対策」に焦点を絞った取組です。

基 本 施 策

1. 地域におけるネットワークの強化
2. 自殺対策を支える人材の育成
3. 住民への啓発と周知
4. 生きることの促進要因への支援
5. 未成年者の自殺対策の強化



重 点 施 策

①勤務問題対策

②若者(子ども)対策

③生活困窮者対策

第 2 章

松浦市における自殺の現状と課題

第2章 松浦市における自殺の現状と課題

1 松浦市の自殺をとりまく現状

(1) 全体のまとめ

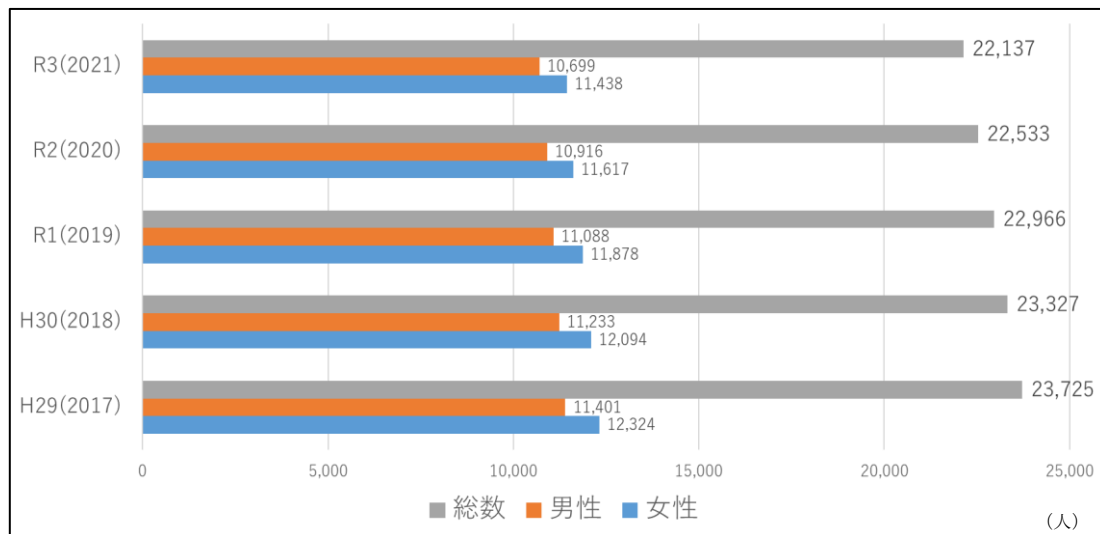
- ①本市の自殺死亡率（人口10万対）は、国・県よりも高い状況であったが、減少傾向である。
- ②自殺死者数は、平成29（2017）～令和3（2021）年の5年間で、21人であり、男女比は約4：1で男性が多い。
- ③性・年代別の自殺死亡率について、男性では20～50歳代と80歳以上で国の平均より高い状況であった。だが、特に、20歳代・30歳代で突出して高い状況であった。
- 女性では、国の平均と比べて80歳以上が高い状況であった。
- ④「20～39歳の無職・同居者あり」、「40～59歳の無職・独居者」の自殺死亡率が高い。
- ⑤中学生以下・高校生・大学生・専修学校生等の自殺者（平成29～令和3年）は0人である。
- ⑥平成29～令和3年の5年間で、本市において自殺者数が多い属性（性別・年代別・仕事の有無別・同居人の有無別）は以下の3区分である。

自殺者の特性上位5区分	割合	自殺死亡率* (10万対)
1位:男性 20～39歳無職同居	14.3%	430.3
2位:男性 20～39歳有職同居	14.3%	47.4
3位:男性 40～59歳有職同居	14.3%	31.2

※以降のページに記載している現状分析については、厚生労働大臣指定法人・一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）調査研究推進部による、「地域自殺実態プロフィール2022年更新版」を使用しています。

(1) 松浦市の人口推移

平成 29(2017)年～令和 3(2021)年

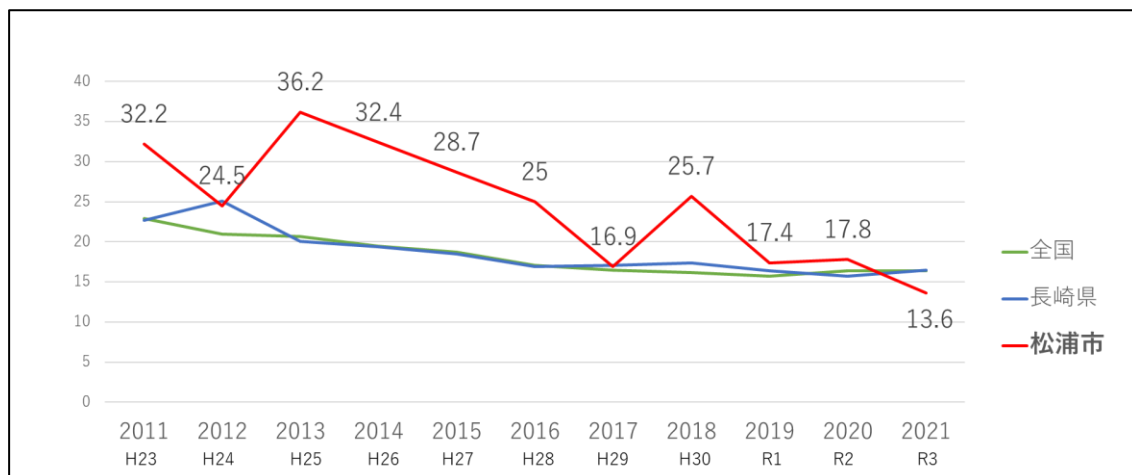


(住民基本台帳に基づく人口(住基人口) <総務省>)

平成 29 年～令和 3 年の松浦市の人口は、年々減少傾向となっています。

(2) 自殺死亡率(人口 10 万対)の推移

平成 23(2011)年～令和 3(2021)年

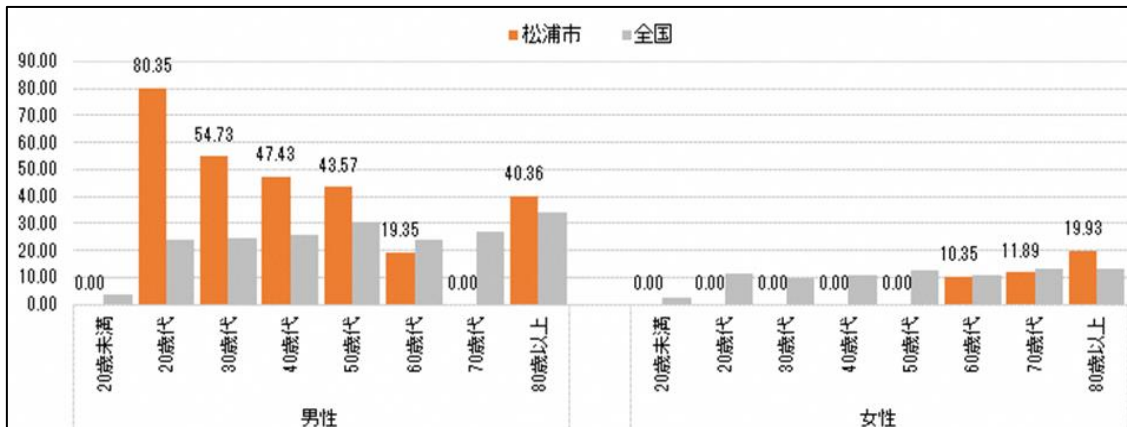


平成 23 (2011) 年～令和 3 (2021) 年までの自殺死亡率の推移について、国及び長崎県の自殺死亡率は減少傾向(全国:平成 23 年 22.9 → 令和 3 年 16.4)となっています。松浦市においても同様に減少傾向にあります。人口規模の関係から、毎年の自殺者数による変動が大きくなることが予想されます。

平成 29 (2017) 年～令和 3 (2021) 年の自殺者数: 21 人
年間平均自殺者数: 4.2 人

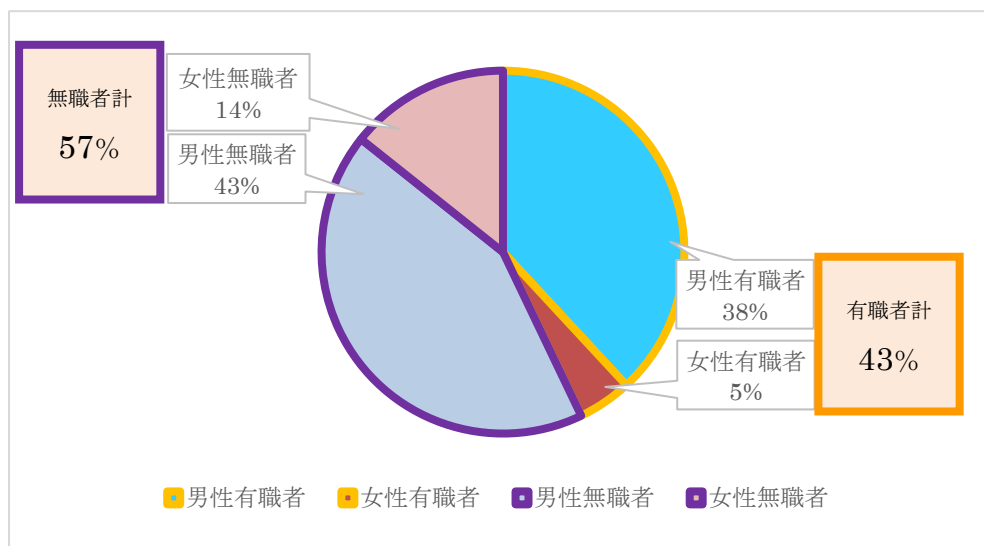
(3) 性・年代別の平均自殺死亡率（人口10万対）

平成29(2017)年～令和3(2021)年



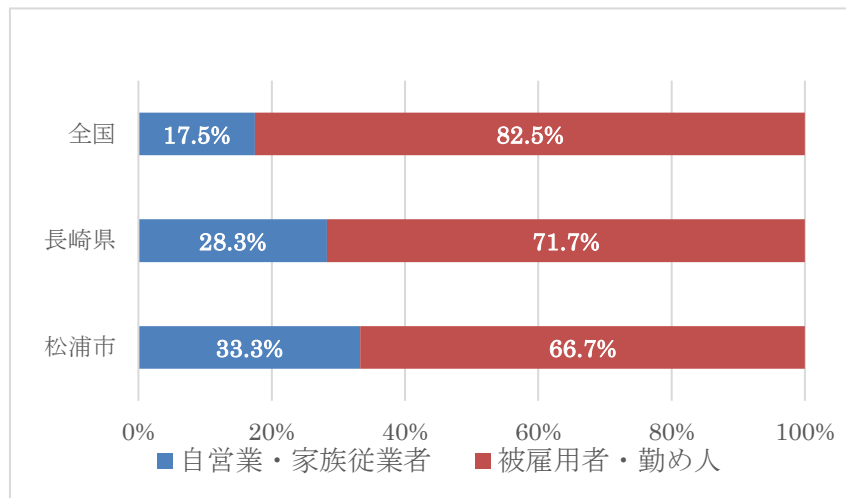
性・年代別の自殺死亡率男性は、20～50歳代と80歳以上で国の平均より高い状況であり、特に20歳代・30歳代で突出していました。
女性も、全国平均とあまり変わりませんが、80歳以上で高い状況でした。

(4) 仕事の有無等と自殺に関する状況について



平成29(2017)年～令和3(2021)年の全自殺者に占める有職者・無職者の割合については、有職者が43%、無職者が57%でした。性別の内訳を確認してみると、男性で有職者と無職者はほぼ同じ割合でしたが、女性では無職者の方が多い状況でした。

(5) 有職自殺者の勤め先について



平成29年～令和3年の有職自殺者の勤め先について、自営業・家族従業者が33.3%、被雇用者・勤め人が66.7%となっていました。

(参考)

・松浦市内事業所のうち、全体の91%が従業員19人以下の小規模事業所であり、市内で就業している人の約50%は従業員19人以下の事業所に所属している状況です。

(6) 松浦市の高齢者について (令和5年3月時点)

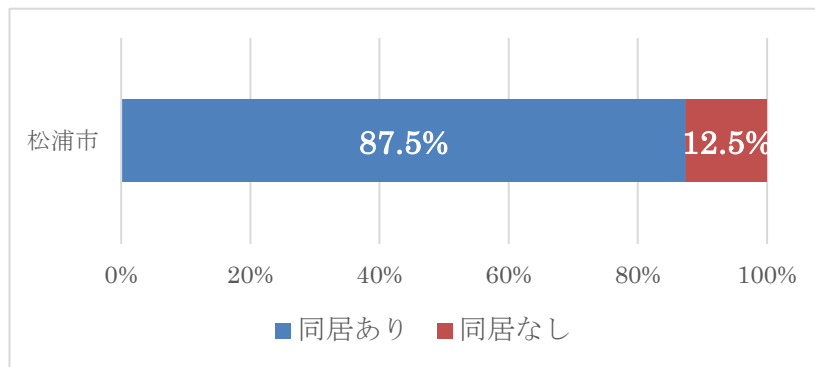
出典：長寿介護課

地区	高齢化率	総人口	65歳以上	65歳以上で 独り暮らしの人 ※施設入所者除く	要介護認定者 ※事業対象者を除く (内、認知症のある人)
鷹島町	48.6	1,790	870	241	161(98)
星鹿町	46.5	1,595	741	187	147(88)
福島町	43.5	2,344	1,019	218	196(111)
今福町	42.7	2,509	1,072	301	162(108)
御厨町	39.5	3,816	1,508	387	272(140)
調川町	38.6	2,010	775	208	132(63)
志佐町	31.3	7,118	2,231	587	358(195)
松浦市	38.8	21,182	8,216	2,129	1,428(803)

(%)

(人)

(7) 60歳以上自殺者の同居人の有無



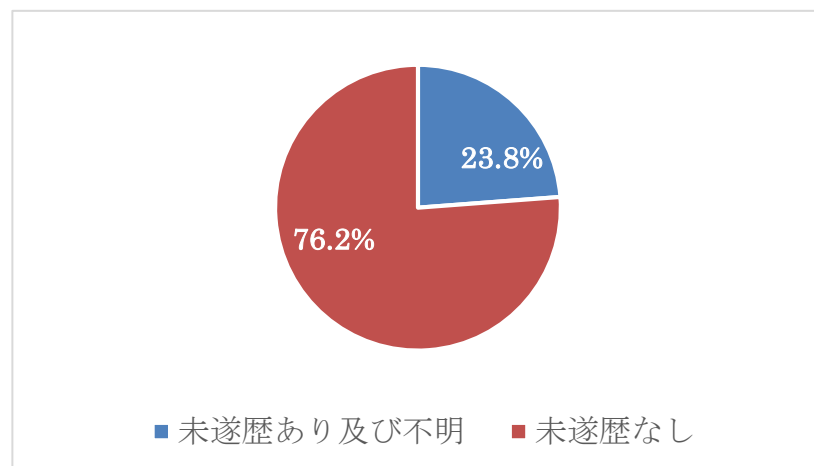
性別による内訳) 男性…同居有 37.5% 同居なし 12.5%
女性…同居有 50%

(8) 児童・生徒等

学生・生徒等 (全年齢)	割合	全国割合
中学生以下	0%	15.0%
高校生		30.7%
大学生		42.1%
専修学校生等		12.2%
合 計	0%	100%

大学生以下の子ども若者の自殺者は0人である。

(9) 自殺未遂の有無



(10) 地域の自殺の特徴

自殺者の特性上位 5 区分	自殺者数 (5 年計)	割合	自殺 死亡率* (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1 位:男性 20～39 歳 無職同居	3	14.3%	430.3	①【30 代その他無職】ひきこもり + 家族間の不和→孤立→自殺／ ②【20 代学生】就職失敗→将来悲 観→うつ状態→自殺
2 位:男性 20～39 歳 有職同居	3	14.3%	47.4	職場の人間関係／仕事の悩み(ブ ラック企業)→パワハラ+過労→ うつ状態→自殺
3 位:男性 40～59 歳 有職同居	3	14.3%	31.2	配置転換→過労→職場の人間関 係の悩み+仕事の失敗→うつ状 態→自殺
4 位:女性 60 歳以上 無職同居	3	14.3%	20.9	身体疾患→病苦→うつ状態→自 殺
5 位:男性 40～59 歳 無職同居	2	9.5%	309.0	失業→生活苦→借金+家族間の 不和→うつ状態→自殺

資料：警察庁自殺統計原票データを厚生労働省（自殺対策推進室）にて特別集計
・区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

* 自殺死亡率の算出に用いた人口（母数）は、総務省「令和 2 年国勢調査」就業状態等
基本集計を基に JSCP にて推計したもの。

※「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書 2013」を参考
に推定したもの。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、
記載の経路が唯一のものではないことに留意。

(参考表) 地域の自殺の特徴について

生活状況別の自殺の背景にある主な危機経路の例 自殺実態白書 2013(ライフリンク)
(松浦市において、自殺死亡率の高い危機経路に、色をつけています。)

生活状況			背景にある主な危機経路の例
男性	20～39 歳 有職	同居	職場の人間関係／仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ＋過労→うつ状態→自殺
		独居	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺／②【非正規雇用】(被虐待・高校中退) 非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺
		無職	同居 ①【30代その他無職】ひきこもり＋家族間の不和→孤立→自殺 ②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
			独居 ①【30代その他無職】失業→生活苦→多重債務→うつ状態→自殺 ②【20代学生】学内の人間関係→休学→うつ状態→自殺
	40～59 歳 有職	同居	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺
		独居	配置転換(昇進/降格含む)→過労＋仕事の失敗→うつ状態＋アルコール依存→自殺
		無職	同居 失業→生活苦→借金＋家族間の不和→うつ状態→自殺
			独居 失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
	60 歳以上 有職	同居	①【労働者】身体疾患＋介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金＋介護疲れ→うつ状態→自殺
		独居	配置転換／転職＋死別・離別→身体疾患→うつ状態→自殺
		無職	同居 失業(退職)→生活苦＋介護の悩み(疲れ)＋身体疾患→自殺
			独居 失業(退職)＋死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
女性	20～39 歳 有職	同居	離婚の悩み→非正規雇用→生活苦＋子育ての悩み→うつ状態→自殺
		独居	① 非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺 ② 仕事の悩み→うつ状態→退職／復職の悩み→自殺
		無職	同居 DV等→離婚→生活苦＋子育ての悩み→うつ状態→自殺
			独居 ①【30代その他無職】失業→生活苦＋うつ状態→孤立→自殺 ②【20代学生】学内の人間関係→休学→就職失敗＋うつ状態→自殺
	40～59 歳 有職	同居	職場の人間関係＋家族間の不和→うつ状態→自殺
		独居	職場の人間関係＋身体疾患→うつ状態→自殺
		無職	同居 近隣関係の悩み＋家族間の不和→うつ病→自殺
			独居 夫婦間の不和→離婚→生活苦→うつ状態→自殺
	60 歳以上 有職	同居	介護疲れ＋家族間の不和→身体疾患＋うつ状態→自殺
		独居	死別・離別＋身体疾患→うつ状態→自殺
		無職	同居 身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
			独居 死別・離別＋身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

第 3 章

自殺対策における取組

- 1 基本施策
- 2 重点施策
- 3 主な評価指標

第3章 自殺対策における取組

1 基本施策

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する基盤となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他さまざまな分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。連携の効果をさらに高め、「生きることの包括的な支援」を実施するため、地域におけるネットワークの構築及び強化を図ります。

取 組	内 容	担当課・団体
松浦市地域見守りネットワーク協議会	地域見守り体制の構築のため、23の協力事業所および9の関係団体、行政機関による見守り、異変の早期発見対応を図ります。	長寿介護課 福祉事務所 子育て・こども課 健康ほけん課 市民生活課（消費生活センター） 協力事業者（表1参照）
要保護児童対策地域協議会（松浦市子どもサポート推進協議会）	子どもをめぐる問題に対して、子育てに関係ある機関が連携し、子どもと家庭に関するきめ細やかな支援を行っています。	子育て・こども課
地域自立支援協議会	障がいのある人が地域で安心して暮らせるための体制を整備しています。福祉・保健・教育及び就労等に関係する機関が連携しています。	福祉事務所
松浦市いのち支える自殺対策ネットワーク会議	地域の様々な団体と連携し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、生きるための包括的な支援を地域全体で推進していきます。	健康ほけん課
自殺言動者に関する情報共有のための体制整備	自殺の恐れのある者を把握した際、保健・医療・福祉等支援が必要と判断し、本人又は家族の相談の意志が確認された場合に限り、関係機関内で情報提供を行います。（松浦市地域見守りネットワーク協議会の活動に含む）	健康ほけん課 松浦警察署 松浦市消防本部

【目標】

指 標	現状値（令和4年）	目標値	目標設定の考え方
松浦市いのち支える 自殺対策ネットワーク 会議開催数	年1回実施	年1回以上	自殺対策を推進する中核 組織として、取組状況の 確認や課題の整理等行 い、適宜計画の見直し等 行うため
松浦市地域見守りネ ットワーク協議会と の情報共有回数	年1回実施	年1回以上	幅広く多くの団体が行う 見守り活動において、自 殺対策の視点をもった活 動を継続してもらうため

表1 松浦市地域見守りネットワーク協議会協力事業所（令和5年10月時点）

	団 体 名	
協 力 事 業 者	日本郵便株式会社	ヤマト運輸株式会社 松浦支店
	株式会社セブンイレブンジャパン	佐川急便株式会社
	長崎県LPガス協会 松浦支部	生活協同組合ララコープ
	福島新聞販売センター	ファミリードラッグ You
	長崎新聞 長崎会	松浦市水道事業
	読売センター松浦	株式会社 十八親和銀行
	読売センター御厨	株式会社 ミルクボーイ
	デイリーヤマザキ松浦小島店	西海テレビ株式会社
	九州電力株式会社 平戸営業所	西日本新聞エリアセンター (志佐・調川・御厨・今福)
	第一生命保険株式会社 佐世保営業支社 江迎松浦営業オフィス	J Aながさき西海農業協同組合 (営農センター、支店・出張所)
	佐世保ヤクルト株式会社	明治安田生命保険相互会社
	有限会社 松浦観光	
関 係 団 体	松浦市民生委員児童委員協議会	松浦商工会議所
	松浦市社会福祉協議会	松浦市福鷹商工会
	松浦市居宅介護支援事業者等連絡協議会	松浦市地域自治会連合会
	松浦市介護サービス事業者	折り梅の会(認知症の家族を抱える介護者の会)
	松浦市老人クラブ連合会	
(行政機関) 松浦市、松浦警察署、長崎県県北保健所、松浦市消防本部		
(事務局) 長寿介護課、福祉事務所、子育て・こども課、消費生活センター、健康ほけん課		

基本施策 2 自殺対策を支える人材の育成

人材の育成は、自殺対策を推進するうえで最も基本となる取組です。「生きることの包括的な支援」にかかわる幅広い支援者等に対して、自殺対策に関する研修等を実施します。また、自殺の危険を示すサインに気づき、適切に行動できるよう、必要な基礎的知識の普及を図ります。

取 組	内 容	担当課・団体
ゲートキーパー養成 研修会	こころの健康への理解を深め、周りの人の異変に気づくこと、気づいた場合に適切に行動すること、必要時に適切な相談機関につなぐこと等ができるよう、ゲートキーパーを養成します。 また、高齢者や障害・福祉関係機関や市役所職員にも研修会を行うことで、必要時の連携やそれぞれの機関内でのメンタルヘルス対策に役立ててもらい機会とします。	健康ほけん課 (対象者) 地域住民 福祉・介護・医療 等関係機関

【目標】

指 標	現状値 (令和4年)	目標値	目標設定の考え方
ゲートキーパー養成 研修受講者数	416人 (令和2～4年)	年間50人以上	自殺の危険を示すサインに気づき、適切に行動できる人を増やすため
研修受講後、自殺につながるサインや心身の状況について理解が深まった人の割合	83% (令和2～4年)	受講者のうち 80%以上	

※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援や相談につなげ、見守る人のことです。

基本施策3 住民への啓発と周知

自殺に対する誤った認識や偏見をなくし、いのちや暮らしの危機に陥った場合には誰かに助けを求めることが適切であるということの理解を促し、誰も自殺に追い込まれることのない地域づくりを推進します。そのために、市民が自殺対策について理解を深めることができる機会を増やし、市民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう、普及啓発を図ります。

取 組	内 容	担当課・団体
自殺予防に関するリーフレットや啓発グッズの作成と配布	相談窓口や心の健康について等を掲載したリーフレットを作成・配布し、一人でも多くの人の理解が深まるよう、啓発していきます。 配布については、市役所の窓口をはじめ、人が多く集う場所や、様々な事業の場を活用していきます。	健康ほけん課 (配付協力) 松浦市いのち支える自殺対策ネットワーク会議委員
広報等による情報発信	広報紙、ホームページや、様々な機会を通じ、心の健康や自殺予防について等の情報を発信していきます。	健康ほけん課
心の健康づくりに関する啓発活動	出前講座や健康づくりイベント、講演会等の際に心の健康やセルフケア等について学ぶ機会を増やします。	健康ほけん課
精神疾患に対する偏見をなくす取り組み	精神疾患や精神科医療に対する偏見をなくし、自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動に取り組んでいきます。	健康ほけん課 福祉事務所

【目標】

指 標	現状値 (令和4年)	目標値	目標設定の考え方
広報等による情報発信の回数	年間5回以上	年5回以上	市民が自殺対策や心の健康、精神疾患等について理解を深める機会を増やすため
自殺対策に関する講演会の開催	年1回開催	年1回以上	

基本施策4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす取組によって、自殺リスクを低下させることが大切です。そのため、さまざまな分野において「生きることの包括的な支援」を推進していきます。

（1）自殺リスクを抱える可能性のある人への支援

様々なリスクに対し相談体制を整え、関係機関と連携を図りながら支援につなげます。

取 組	内 容	担当課・団体
妊産婦・子育てをしている保護者		
妊娠～出産～子育て 継続した支援体制 子育て短期支援事業	妊娠届受理・母子健康手帳交付の際、妊婦の体調や家庭環境問題等を早期に把握し、必要な支援につなげます。	子育て・こども課
	出生児の家庭の全戸訪問によりお子さんの発達や育児状況、保護者の健康状態を確認します。 また、産婦人科とも連携し、出産後の母親の心身の状況を確認し、必要な支援につなぎます。	
	保護者の病気、出産、家族の介護等の理由により家庭で一時的に児童の養育ができない場合に、一定期間必要な支援を行い、児童及びその家族の福祉の向上を図ります。	
児童・生徒		
いじめ防止対策	いじめ問題対策連絡協議会や各校の取組、個別支援等を通じ、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防を図ります。	学校教育課 市内小・中学校 松浦高校
不登校の児童・生徒への支援	不登校児童生徒の居場所づくりや、学習・生活指導、保護者に対する相談活動の実施を通し、子どもが学校や集団活動に適応できるよう支援します。	学校教育課 市内・小中学校 松浦高校 子育て・こども課 健康ほけん課

高齢者		
地域包括支援センターによる高齢者総合相談	住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らしていくことができるよう、介護・福祉・健康・医療など様々な面から総合的な支援を行います。	長寿介護課(地域包括支援センター)
相談窓口及び相談体制の充実		
市役所職員による気づき	市民対応を行う職員が、対象者の生活状況(生活困窮等)や精神面の不安定さ等に気づいた際、関係課と連携し対応することで、生きづらさを感じている人を適切な支援につなげます。	市役所全職員
(精神保健)健康相談	不眠、意欲の減退、対人関係の悩み等、こころの状況・病気に関することについて相談を受けます。医療や福祉など様々な関係機関と連携を図りながら、本人や家族が安心感を持って生活ができるよう支援します。	健康ほけん課
市民相談	日常生活における悩みやトラブルを抱える人々からの相談対応を行い、情報提供や適切な機関へつなげます。	市民生活課 消費生活センター
生活困窮者自立支援事業	様々な理由により、生活に困っている人(世帯)が地域の中で安心して生活ができるように、一人ひとりに合わせた支援プランを作成します。専門の支援員が相談者に寄り添いながら、関係機関と連携して、解決に向けた支援を行います。	福祉事務所
依存症に関する相談	アルコールやギャンブル等依存症の相談に対応し、適切な医療機関へつないだり、依存症に関する家族会や教室等を活用しながら、支援を行います。	県北保健所 健康ほけん課
ひきこもりに関する相談	ひきこもりの問題を抱える家族及び本人に対して、個別相談を行い、問題解決に向けて対処法を共に考えます。 ひきこもりについての理解を深めるとともに同じ悩みを共有する家族同士で支え合う機会を提供します。	県北保健所 健康ほけん課

権利擁護に関する相談	認知症・精神障害・知的障害などにより、判断能力の低下した住民が安心して地域で生活ができるようにするため、総合的な相談や専門機関への案内を行います。	長寿介護課 福祉事務所 松浦市社会福祉協議会
日常生活自立支援事業	認知症の高齢者、知的又は精神に障害がある方で、判断能力が不十分なため日常生活での福祉サービスの利用の仕方や、金銭管理等が上手くできない方を対象に、福祉サービスを利用する手伝いや、日常的な金銭管理を手伝うことで、住み慣れた地域で生活できるよう支援します。	松浦市社会福祉協議会
消費生活相談	消費生活相談員による消費生活に関する相談、多重債務など、暮らしの中で生じた問題について相談を受け付け、必要に応じて各種専門家を案内します。	市民生活課 消費生活センター
精神保健福祉相談	こころの悩みや病気、精神障害に関する相談を受けています。保健所職員（保健師、作業療法士等）や精神科医師（年10回、要予約）等の専門職が対応し、適切な医療や福祉等へつなぎます。	県北保健所
（精神科・一般診療科） 医療機関との連携	自殺未遂や自殺リスクの高い人を診療した際、本人及び家族支援や各種支援制度の活用が必要と判断され且つ本人同意があった場合に、地域の関係機関と連携し必要な支援につなぎます。	医療機関 県北保健所 健康ほけん課 福祉事務所

（２）住民同士のつながり・支え合いを推進する

様々な悩みやリスクを抱えた人が孤立することを防ぎ、必要な支援につながるができるようにします。

取 組	内 容	担当課・団体
乳幼児とその親を対象とした子育て支援	地域子育て支援センターや市主催の事業等で、親子同士の交流を深め、育児に関する情報交換ができる機会を提供します。	子育て・こども課 各保育園／認定こども園
老人クラブ活動	高齢期を楽しく、生きがいを持って安心して暮らしていくために、身近な地域の仲間と支え合いながら、健康・友愛・奉仕の活動に取り組んでいます。特に友愛活動においては、一人暮らしの高齢者への声かけ見守り活動など実践し、地域での孤立化を防ぐよう活動しています。	老人クラブ連合会 長寿介護課

高齢者介護予防の取組 (地域の集いの場、いきいきサロン活動等)	人々が支えあい、つながりあいながら、住み慣れた地域の中で自立した生活を送ることができるように、地域で活動する高齢者の支援を行います。	長寿介護課 松浦市社会福祉協議会
------------------------------------	--	---------------------

(3) 遺された人への支援

家族に限らず、大切な人が亡くなられた方に対し、生活や心の安定が図られるように情報提供を行います。

取 組	内 容	担当課・団体
ひとり親家庭や遺児に対する相談支援	ひとり親家庭や、子どものみ残されることとなった場合に、関係機関が協力し様々な支援制度について情報提供およびそれらにつながるための支援を行います。また、学校内においても、教職員・スクールカウンセラー等が関わりながら、必要な支援を行います。	子育て・こども課 学校教育課 福祉事務所
自死遺族の集いの開催	家族に限らず大切な人を自殺で亡くした人同士が、思いを分かち合う場です。	健康ほけん課 NPO 法人自死遺族支援ネットワーク Re

【目標】

指 標	現状値 (令和4年)	目標値	目標設定の考え方
出生児の訪問実施率	100%	100%	特に支援を要する家庭の把握に努め、適切な支援につなげるため
精神保健に関する健康相談件数	254件 (年間延件数)	概ね同等以上	相談・訪問による関わりを通し、病態や日常生活の安定を図るため
自死遺族のつどいの開催回数	年1回実施	年1回以上	遺された人の気持ちに寄り添いながら、適宜必要な情報を提供する機会を継続するため

基本施策5 未成年者の自殺対策の強化

児童生徒がいのちの大切さを実感できる教育に加え、社会において直面する可能性のあるさまざまな困難・ストレスへの対処方法を身につけるためこころの健康の保持に係る教育等を実施し、自殺対策に資する教育の実施に向けた環境づくりを推進します。

取 組	内 容	担当課・団体
こころの健康に関する教育及び相談窓口の周知	悩みを一人で抱え込まずに周りに助けを求めることの必要性や、人から相談を受けた時の対応の仕方などを理解し実践できるように伝えていきます。相談できる窓口を提示・周知し、相談しやすい環境づくりを行います。	松浦高校 健康ほけん課 学校教育課 市内小・中学校
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用	専門的知識を持つ相談員を活用し、不登校等のさまざまな問題を抱える児童・生徒及び保護者の相談に応じます。必要に応じて学校外の関係者とも連携し、不安の軽減、解決を図ります。	学校教育課
子どもからの SOS をキャッチするための取組	子どもの悩みなどのサインに気づくことや様々な SOS の発信を受けた際の対応について理解を深め、子どもが周囲の大人に相談しやすい環境・地域を目指します。	健康ほけん課 松浦市 P T A 連 合会

【目標】

指 標	現状値（令和4年）	目標値	目標設定の考え方
こころの健康教育実施回数	年1回実施 (松浦高校)	年1回以上	学校の取り組み状況とすり合わせながら、実施の機会を拡大する。 中学校での開催も検討する。
「悩んだり困ったとき、誰かに相談しようと思う」と考える生徒の割合	76% (令和3～4年)	70%以上	教育の機会を通じ、地域にも相談ができる場があること等について理解を深める

2 重点施策

重点施策1 勤務問題対策

勤務問題による自殺の背景にはさまざまな要因がある中で、現状を把握するとともに、メンタルヘルス対策等についての周知・啓発活動に努めていきます。関係機関等と協働して勤務問題による自殺リスクの低減に向けた取組を推進します。

取 組	内 容	担当課・団体
勤労者のメンタルヘルスに関する周知・啓発活動	勤労者のメンタルヘルスに関する知識や関係機関の取り組み・相談先について等、広報・情報の発信に努めます。 また、各事業所へ出向き、うつや自殺対策をはじめとしたメンタルヘルスに関する知識を深める機会をつくり、職場内で互いに相談しやすくなるような環境づくり（聞く力を高める）の支援に努めます。	健康ほけん課 （協力：松浦商工会議所）
総合労働相談コーナー	職場のトラブルに関する相談や解決のための情報提供をワンストップで行います。	江迎労働基準監督署

【目標】

指 標	現状値（令和4年）	目標値	目標設定の考え方
勤労者のメンタルヘルスに関する周知・啓発活動の回数	年1回	年2回以上	健康ほけん課のみではなく、関係機関とともに、身近に情報が届くように情報発信を行う

重点施策2 若者（子ども）対策

現代社会では様々な社会的問題（生活の多様化、人間関係の複雑さ、インターネット利用上でのコミュニケーションの問題、経済的な基盤の弱さ 等）により、精神的に不安定になりやすく、また孤立・孤独に陥りやすい状況があります。若い世代特有の生きづらさに配慮しながら、生きることの包括的支援としての施策の推進を図ります。

取 組	内 容	担当課・団体
若者（子ども）に向けた情報の発信	若者・子どもたちが精神的に不安定となりやすいといわれる、新年度（新学期）や長期休暇後等に、メンタルヘルス問題や相談先について、集中的な情報発信を行います。 スマートフォンでの情報収集に対応できるよう、各種媒体の活用に努めます。	健康ほけん課

【目標】

指 標	現状値	目標値	目標設定の考え方
情報発信の回数	—	年2回以上	若者に対し、目に留まりやすい情報発信に配慮する。

重点施策3 生活困窮者・無職者・失業者

生活困窮や無職、失業状態にある方は、単に経済的な問題だけでなく、心身の健康や家族等との人間関係、ひきこもり等、さまざまな問題を抱えていることが考えられ、自殺リスクが高い傾向があります。生活困窮者自立支援制度に基づく支援と自殺対策施策が密接に連携し、経済や生活面の支援のほか、こころの健康や人間関係等の視点も含めた包括的な支援を推進します。

取 組	内 容	担当課・団体
生活困窮者自立支援事業	働きたくても働けない、住むところがない等生活に対する困りごとに対し相談を受け、どのような支援が必要なのかともに考え、住居確保や就労に対する支援等を行い、自立に向けた支援を行います。	福祉事務所
生活保護	経済的に困窮する人に対して、それぞれの状況に応じた必要な保護を行い、生活を保障するとともに、自立を促していきます。	福祉事務所
福祉相談及び福祉資金貸付事業	生活困窮について相談を受けた人に対し、生活保護等必要な支援につなぎます。 また、生活再建に必要な福祉資金の融通を他から受ける事が困難な人に対し、一時的な費用の貸付を行います。	松浦市社会福祉協議会
職業相談	職業相談に訪れる人の中で、強度の生活困窮や希死念慮等が認められるなどの早急な介入が必要と判断した場合に、本人の同意の元、市の関係課と連携を図り支援につなぎます。	松浦市地域職業相談室

【目標】

指 標	現状値（令和4年）	目標値	目標設定の考え方
生活困窮相談受付件数	年間 約150件	随時対応	相談件数については流動的であるが、対象の一人ひとりに寄り添い、関係機関と連携しながら必要な支援を行う
自立支援計画作成件数	年間 約80件		

3 主な評価指標

主な評価指標について、以下の通りとし、毎年度取り組み状況について評価し、松浦市いのち支える自殺対策ネットワーク会議に報告の上、その後の取組について協議し、PDCAサイクルにより計画を推進していきます。

令和10年度に最終評価を実施し、令和11年度からの計画について協議します。

	主な施策	指 標	現状値 (令和4年)	目標値
基本 施 策	地域における ネットワーク の強化	松浦市いのち支える自殺対策 ネットワーク会議開催数	年1回実施	年1回以上
		松浦市地域見守りネットワー ク協議会との情報共有回数	年1回実施	年1回以上
	自殺対策を支 える人材の育 成	ゲートキーパー養成研修受講 者数	416人 (令和2～4年)	年間50人 以上
		研修受講後、自殺につながる サインや心身の状況について 理解が深まった人の割合	83% (令和2～4年)	受講者の うち 80%以上
	住民への啓発 と周知	広報等による情報発信の回数	年2回程度	年5回以上
		自殺対策に関する講演会の 開催	年1回開催	年1回以上
	生きることの 促進要因への 支援	出生児の訪問実施率	100%	100%
		精神保健に関する健康相談件 数	254件 (年間延件数)	概ね同等 以上
		自死遺族のつどいの開催回数	年1回実施	年1回以上
	未成年者の自 殺対策の強化	こころの健康教育実施回数	年1回実施 (松浦高校)	年1回以上
		「悩んだり困ったとき、誰か に相談しようと思う」と考え る生徒の割合	76%	70%以上

	主な施策	指 標	現状値 (令和4年)	目標値
重 点 施 策	勤務問題対策	勤労者のメンタルヘルスに関する周知・啓発活動の回数	—	年2回以上
	若者（子ども）対策	情報発信の回数	—	年2回以上
	生活困窮者対策	生活困窮相談受付件数 自立支援計画作成件数	年間約150件 年間約80件	随時対応

第 4 章

資 料 編

- 1 相談窓口一覧
- 2 自殺対策基本法（概要）
- 3 松浦市いのち支える自殺対策
ネットワーク会議設置要綱
- 4 松浦市いのち支える自殺対策
ネットワーク委員名簿
- 5 計画策定までの流れ

1.相談窓口一覧

分類	相談内容	相談窓口名称	電話番号	相談時間
自殺予防	自殺問題やさまざまな心の悩み	長崎いのちの電話	095-842-4343	9:00～22:00(年中無休) 毎月第1・3土曜9:00～翌9:00
		一級社団法人社会生活サポートセンター よりそいホットライン	0120-279-338	24時間
		ここらここのほっとライン(ながさき)	ID「@nagasaki_soudan」	18:00～22:00 (受付21:30まで)
		自殺対策に取り組む僧侶の会 ※予約による相談 宛先:〒108-0073 東京都港区三田4-8-20 住友銀行本町支店 フリーダイヤル(長崎市以外)の番号	0120-738-556	毎月10日 8:00～翌日午前8:00
一般保健・精神保健	緊急の精神医療相談	長崎県精神科救急情報センター	0957-53-3982	24時間(年中無休)
	心の健康・依存症(薬物・ギャンブル)の相談	長崎こども・女性・障害者支援センター	095-846-5115	9:00～17:45 月～金(祝日は除く)
	こころの健康やうつ病・アルコール依存症などの相談や精神科医療機関などの情報提供	県北保健所 松浦市健康ほけん課	0950-57-3933 0956-72-1111	8:30～17:15 月～金(祝日は除く)
	こころの悩み相談	こころの電話	095-847-7867	9:00～12:00 13:00～15:15 月～金(祝日は除く)
医療	身近な精神科等の医療機関については、各保健所や長崎こども・女性・障害者支援センター(精神保健福祉課)にお問い合わせ下さい。			
青少年・こども	いじめ・不登校・就学などの相談	24時間子供SOSダイヤル (親子ホットライン)	0120-0-78310	24時間
	児童および家庭の相談	児童相談所全国共通ダイヤル	189	児童虐待相談を24時間受付
		長崎こども・女性・障害者支援センター	095-844-6166	9:00～17:45(月～金)
	少年問題全般の相談	少年相談(警察) ヤングテレホン(警察)	0956-24-5080 095-820-0110 0120-786714	9:00～17:45(月～金) 24時間(当直対応) 平日 執務時間中
女性	暴力・家庭不和・借金等の相談	長崎こども・女性・障害者支援センター	095-846-0560	9:00～17:45(月～金)
		長崎配偶者暴力相談支援センター	095-846-0565	9:00～17:45(月～金)
	女性の被害などの相談 (ストーカー・DV・性犯罪被害など)	佐世保こども・女性・障害者支援センター 佐世保配偶者暴力相談支援センター	0956-24-5125	9:00～17:45(月～金)
		ストーカー対策係(警察) 性犯罪被害相談(警察)	県警本部及び各警察署 #8103 0120-003-682	24時間対応 24時間対応
障害者	障害(身体・知的・精神)の相談	女性ほっとラインながさき (NPO法人DV防止ながさき)	095-832-8484	13:00～17:00(月、水、土) 19:00～21:00(月、水)
		同上(後世保)	080-2794-8022	17:00～20:00(火)
		110番電話相談(身体・知的・精神) (一般社団法人 長崎県手をつなぐ育成会)	095-846-8730	9:00～17:00(月～金) (祝日・年末年始を除く)
		長崎こども・女性・障害者支援センター(精神) 長崎こども・女性・障害者支援センター(身体) 長崎こども・女性・障害者支援センター(知的) 佐世保こども・女性・障害者支援センター 長崎県精神障害者団体連合会	095-846-5115 095-846-8905 095-844-6250 0956-24-5272 095-808-5830	9:00～17:45(月～金) 9:00～17:45(月～金) 11:00～15:00(火・金)
生活・福祉	生活・福祉の心配ごと相談	松浦市社会福祉協議会	0956-72-0788	
松浦市では	生活・福祉の心配ごと相談	福祉事務所	0956-72-1111 (福島町) 0955-41-3005 (鷹島町) 0955-48-3488	8:30～17:15(月～金) (祝日・年末年始を除く)
	消費生活のトラブルの相談	松浦市消費生活センター		
	妊娠・出産・育児、児童および家庭の相談	子育てこども課		
	こころの健康やうつ病・アルコール依存症などの相談や精神科医療機関などの情報提供	健康ほけん課健康推進係 福島保健センター 鷹島支所		
	高齢者介護や権利擁護などの総合相談	松浦市地域包括支援センター 福島保健センター 鷹島支所		

分類	相談内容	相談窓口名称	電話番号	相談時間
消費生活	消費生活のトラブルの相談	長崎県消費生活センター	095-824-0999	9:00~12:00 13:00~17:00(月~金)
		松浦市消費生活センター	0956-72-1111	8:30~17:15 月~金(祝日は除く)
	各種資金の貸付(生活福祉資金)	各市町社会福祉協議会へお問い合わせください		
	悪質商法などの相談	悪質商法110番(警察)	0120-110874	平日 執務時間中
法律	振り込み詐欺被害防止に関する相談	振り込み詐欺被害防止110番(警察)	0120-110874	24時間(当直対応)
	法律相談	長崎県弁護士会	095-824-3903	10:00~16:00(月~金)
		長崎県司法書士会	095-823-4895	長崎:13:00~15:00(火・木) 佐世保:13:00~17:00(火・木) 予約受付 9:00~17:00(月~金)完全予約制
	法律サービスの相談窓口情報の提供 資力の乏しい方のための無料法律相談 ・裁判費用などの立替	法テラス 長崎法律事務所	050-3383-5515	受付時間9:00~17:00 月~金(祝日は除く)
労働		法テラスサポートダイヤル(全国版)	0570-078374	情報提供9:00~21:00(月~金) 9:00~17:00(土)(祝日は除く)
	労働問題について、労働者・事業主からの相談	各地域の 総合労働相談コーナー	労働局雇用環境・均等室095-801-0023へ お問い合わせください 受付時間8:30~17:15(月~金)	
		各地域の 地域産業保健センター	長崎産業保健総合支援センター095-865-7797へ お問い合わせください 受付時間8:30~17:15(月~金)	
	産業保健スタッフへの支援	産業保健相談	相談予約電話	8:30~17:15 月~金(祝日は除く)
金融・経営	貸金業の相談	(長崎産業保健推進連絡事務所)	095-865-7797	
	不払い残業・不当解雇・長時間労働など	なんでも労働相談ホットライン (日本労働組合総連合会)	0120-154052	9:00~17:30(月~金)
	中小企業向け制度資金の相談	長崎県食品・消費生活課	095-895-2318	9:00~17:45(月~金)
		日本貸金業協会	0570-051-051	9:00~17:00(月~金)
経営安定		長崎県商工金融課	095-895-2651	9:00~17:45(月~金)
		各商工会・各商工会議所へお問い合わせください		
		長崎県中小企業団体中央会	095-826-3201	9:00~17:30(月~金)
		長崎県信用保証協会(長崎)	095-822-9171	9:00~17:30(月~金)
人権問題		同上(佐世保)	0956-23-3295	
	経営不振に陥った 中小企業者からの相談 (経営安定特別相談室)	長崎県商工会連合会	095-824-5413	9:00~17:00(月~金)
		松浦商工会議所	0956-72-2151	
		佐世保商工会議所	0956-22-6121	9:00~17:00(月~金)
犯罪被害		長崎商工会議所	095-822-0111	
	人権の相談・研修の企画・講師の紹介等	長崎県人権教育啓発センター	095-826-5115	9:00~17:00 祝日・振替休日・年末年始は休館
	人権の相談	みんなの人権110番 (全国共通人権相談ダイヤル) (法務局)	0570-003-110	8:30~17:15(平日のみ) PHS、一部のIP電話等からは御利用できない場合があります その場合は長崎地方方法務局(095-826-8127)にお問い合わせ下さい
		女性の人権ホットライン	0570-070-810	
交通		子どもの人権110番	0120-007-110	8:30~17:15(平日のみ)
	暴力団の不当要求などの相談	暴力団対策テレホン(警察)	0120-110874	24時間(当直対応)
	犯罪被害に関する相談	全国被害者支援ネットワーク	0570-783-554	7:30~22:00(12/29~1/3を除く)
	犯罪被害者やその家族に対し、法制度や 被害者支援制度、支援に精通した弁護士 の紹介などの情報提供	日本司法支援センター(法テラス)	0570-078374	9:00~21:00(月~金)
その他	薬物乱用などの相談	犯罪被害者支援ダイヤル	0570-079714	9:00~17:00(土)(祝日は除く)
	遺失賠償・過失賠償・示談・自賠責	薬物テレホン(警察)	0120-110874	24時間(当直対応)
	自死遺族からの相談	長崎県交通事故相談所(県庁内)	095-824-1111	9:00~16:00(月~金)(祝日は除く)
	警察安全相談	長崎子ども・女性・障害者支援センター	095-846-5115	9:00~17:45(月~金)
その他	警察安全相談(高齢者対象)	#9110 095-823-9110		24時間(当直対応)
	インターネット上の脅威や詐欺などの相談	警察安全総合相談室(高齢者対象)	095-823-4165	24時間(当直対応)
	SNS相談	サイバー犯罪相談(警察)	095-820-0110	24時間(当直対応)
		厚生労働省 SNS相談	【検索】	

※長崎県自殺対策ホームページ <http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/jisatsuyobotaisaku/jisatsu/>
 長崎子ども・女性・障害者支援センター(精神保健福祉課)TEL:095-846-5115 FAX:095-844-1849
 (長崎県自殺対策ホームページ内、相談窓口一覧より、松浦市版に修正しています)

2. 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号） ～抜粋～

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えつつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その

雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

～ 第六条～第十一条 省略 ～

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

（自殺総合対策大綱）

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

～ 第十四条～第二十五条 省略 ～

「自殺対策基本法」「自殺総合対策大綱」についての詳細は、厚生労働省ホームページ〈自殺対策〉をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/index.html



3. 松浦市いのち支える自殺対策ネットワーク会議設置要綱

(平成31年3月26日告示第42号)

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、各種団体と連携し、生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、松浦市いのち支える自殺対策ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 松浦市自殺対策計画の策定及び評価等に関すること。
- (2) 自殺対策のための連携強化及び情報交換に関すること。
- (3) 自殺対策の推進に関すること。
- (4) その他必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 ネットワーク会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 医療・福祉・保健機関の職にある者
- (2) 教育機関の職にある者
- (3) 商工労働機関の職にある者
- (4) 警察・消防の職にある者
- (5) 学識経験者
- (6) 市民の代表
- (7) 市職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 ネットワーク会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、ネットワーク会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 ネットワーク会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 ネットワーク会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見若しく

は説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 ネットワーク会議の庶務は、健康ほけん課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

4. 松浦市いのち支える自殺対策ネットワーク会議委員名簿

	氏 名		選出区分	備考（所属）
1	白石 一正	会長	医療・福祉・保健機関	松浦市社会福祉協議会
2	宮本 はるか		医療・福祉・保健機関	長崎県北保健所
3	植原 康夫		教育機関	長崎県立松浦高等学校
4	佐々木 和幸		商工労働機関	江迎労働基準監督署
5	久住呂 浩治		商工労働機関	松浦商工会議所
6	須藤 成紀		警察・消防	松浦警察署
7	近藤 清彦		警察・消防	松浦市消防本部
8	池永 陽一郎		学識経験者	長崎県精神保健福祉士協会
9	石竹 敏春	副会長	市民代表	松浦市民生委員児童委員協議会
10	大塚 純司		市民代表	松浦市PTA連合会
11	永田 真紀		市職員	長寿介護課
12	武部 敬子		市職員	松浦市消費生活センター
13	谷川 清人		市職員	学校教育課
14	川村 誠也		市職員	福祉事務所
15	松永 京子		市職員	子育て・こども課

5. 計画策定までの流れ

	会議開催等予定日	会議名等	主な協議内容
1	令和5年9月28日	第1回 松浦市いのち支える自殺 対策ネットワーク会議	委嘱状交付 現計画に関する評価 次期計画内容に関すること
2	令和5年11月20日	第2回 松浦市いのち支える自殺 対策ネットワーク会議	第2期松浦市自殺対策行動 計画（案）について
3	令和5年12月	パブリックコメント手続 きの実施予定に関する報 告	
4	令和6年1月4日 ～令和6年2月5日	パブリックコメント手続 きによる市民意見募集	
5	令和6年2月20日	第3回 松浦市いのち支える自殺 対策ネットワーク会議	パブリックコメント結果報 告 令和6年度自殺対策に関す る事業計画（案）について
6	令和6年3月	パブリックコメント手続 きの実施結果報告	

「第2期松浦市自殺対策行動計画」

発行 令和6年3月

松浦市健康ほけん課 健康推進係

〒859-4598

長崎県松浦市志佐町里免365番地

TEL (0956) 72-1111

FAX (0956) 72-3179